第二号の二様式　（平26内府令49・全改、令元内府令２・一部改正）

【表紙】

【提出書類】　有価証券通知書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

第一部【募集（売出）要項】

第１【(特定）社債（(特定）短期社債を除く。)】

１【銘柄】

２【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

３【券面総額】

４【各（特定）社債の金額】

５【発行（売出）価額の総額】

６【発行（売出）価格】

７【利率】

８【利払日及び利息支払の方法】

９【償還期限及び償還の方法】

10【募集の方法】

11【申込証拠金】

12【申込期間及び申込取扱場所】

13【払込期日及び払込取扱場所】

14【引受け等の概要】⑵

15【(特定）社債管理者又は（特定）社債の管理会社】

16【振替機関に関する事項】

17【その他】

【転換特定社債に関する事項】

18【転換の条件】

19【転換により発行する優先出資の内容】

20【転換請求期間】

21【転換請求の受付場所及び取次場所】

22【その他】

【新優先出資引受権付特定社債に関する事項】
23【新優先出資引受権の内容】
24【新優先出資引受権の行使期間】
25【新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取次場所】
26【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】
27【代用払込みに関する事項】
28【その他】
第２【特定優先出資証券】
1【銘柄】
2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
3【額面金額】
4【発行口数】
5【発行（売出）価額の総額】
6【発行（売出）価格】
7【優先出資の内容】
8【消却・併合に関する事項】
9【単位未満優先出資に関する事項】
10【発行の条件に関する事項】
11【募集の方法】
12【申込証拠金】
13【申込期間及び申込取扱場所】
14【払込期日及び払込取扱場所】
15【引受け等の概要】⑵
16【振替機関に関する事項】
17【その他】
第３【コマーシャル・ペーパー及び（特定）短期社債】
1【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
2【振出日及び振出地】
3【券面総額】
4【発行（売出）価額の総額】
5【発行（売出）価格】
6【発行限度額及び発行限度額残高】
7【支払期日及び支払場所】
8【バックアップラインの設定】
9【振替機関に関する事項】
10【その他】

第４【売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】
第５【手取金の使途】
第二部【最近における募集（売出し）の状況】⑶
第１【（特定）社債（（特定）短期社債を除く。）】
１【銘柄】
２【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
３【券面総額】
４【各（特定）社債の金額】
５【発行（売出）価額の総額】
６【発行（売出）価格】
７【利率】
８【利払日及び利息支払の方法】
９【償還期限及び償還の方法】
10【申込期間】
11【払込期日】
12【（特定）社債管理者又は（特定）社債の管理会社】
【転換特定社債に関する事項】
13【転換の条件】
14【転換により発行する優先出資の内容】
15【転換請求期間】
【新優先出資引受権付特定社債に関する事項】
16【新優先出資引受権の内容】
17【新優先出資引受権の行使期間】
18【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】
第２【特定優先出資証券】
１【銘柄】
２【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
３【額面金額】
４【発行口数】
５【発行（売出）価額の総額】
６【発行（売出）価格】
７【優先出資の内容】
８【消却・併合に関する事項】
９【単位未満優先出資に関する事項】
10【発行の条件に関する事項】
11【申込期間】

12【払込期日】

第３【コマーシャル・ペーパー及び（特定）短期社債】

１【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

２【振出日及び振出地】

３【券面総額】

４【発行（売出）価額の総額】

５【発行（売出）価格】

６【発行限度額及び発行限度額残高】

７【支払期日】

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

ａ　当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」⑴ａに準じて記載すること。

ｂ　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

ｃ　有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

⑵　引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。

⑶　最近における募集（売出し）の状況

有価証券通知書提出日前１年以内における募集又は売出し（法第４条第１項から第３項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、内国資産流動化証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。